12/17自然環境保全審議会本審及び第1回生物多様性地域戦略改定検討会における委員発言概要

【本審】

テーマ	意見	発言者			
地域戦略改定方針に関すること	也域戦略改定方針に関すること				
都の他計画との関係	『の他計画との関係 長期戦略ビジョンとSDGsとの関係について確認したい				
生物多様性戦略の検討範囲	「緑」ではなく「生物多様性」をタイトルに打ち出すべき	佐野委員			
東京の地域区分の考え方	自然の観点から科学的に東京の区分を検討すべき	<u></u>			
テーマ別検討に盛り込むべき内容					
農地	生物多様性という観点からも農地保全は大事だという観点を入れていただきたい	保坂委員			
グリーンインフラ	グリーンインフラの観点を議論に加えていただきたい	床狄女貝			
自然環境情報の収集	自然のデータの蓄積が生物多様性戦略には必要	佐野委員			
日然現場開報の収集	自然史博物館のような情報の発信拠点、実行性を担保する仕組み・体制を検討すべき	森村委員			
街路樹・公園	街路樹や公園の樹木について、どういうあり方がふさわしいか議論していただきたい	里吉委員			
関係団体との連携	具係団体との連携				
区市町村	2年前に策定した世田谷区の地域戦略を参考にしていただきたい	保坂委員			

【第1回改定検討会】

テーマ	意見	発言者					
地域戦略改定方針に関すること	地域戦略改定方針に関すること						
東京のプレゼンス	来年はオリパラとCOP15の開催年。検討会では、戦略の中身だけではなく、作る過程を都民や世界にどう発信するか、次のプレゼンスの向上の議論も重要。その過程によって新戦略の意義が変わる。シンガポールに差を縮められているのではなく、追いつかなければならない状況。	一ノ瀬委員					
世界の中における東京	国際的な視点が全く欠けている。企業の参画を促すためには、SDGsの視点を持って国際的にも意味があることを位置づけるべき	石原委員					
世外の中におりる米示	生物多様性の持続可能な利用について、グローバルサプライチェーンの中での大消費地としての都民に対する啓 発やSDGsの他の課題につなげていくべき	原口委員					
日本の中における東京	国際的な視点とともに、第五次環境基本計画で記載している地域循環共生圏の視点で、東京都が日本の中の地域との循環についても考える必要がある。	荒井委員					
東京の地域区分の考え方	東京をエコリージョンに分けて整理することで自治体を横断的に見ることができ、東京都らしさを記述することができる。また、東京は市街化が最も進んだ地域であり、社会学的側面もエコリージョンに加味することで 広い視点で検討ができる。	須田委員					
	各施策をいつまでに実行するのか盛り込めたらいい						
将来目標の設定	都内の保護地域面積、レッドリスト種の割合、子供の生きものへの親近感や自然への触れ合いなど目標に入れ られたらよい	佐伯委員					
東京らしい施策の打ち出し	具体的かつ実効的なものにするため、その地域らしさが出ていて、具体性が伴っている必要がある。まずは環 境局だけでも施策を打てたらいい。	須田委員					

テーマ別検討に盛り込むべき内容				
グリーンインフラ	生物多様性の概念をグリーンインフラに組み込んでいく必要がある	佐藤(留)委員		
	危機を認識してもらう必要がある一方で、東京には人口密度の割に自然が豊富である現実を知ることも大事	鈴木部会長		
普及啓発	困難を克服する上で、まずは理想形は何かから議論ことが大事。実現のためには、正しい知識による普及啓発 と教育が重要。	辻委員		
関係団体との連携				
区市町村	生物多様性は複雑でスケール設定も様々であるため、区市町村との連携が非常に重要。区市町村とは適切な時期にすり合わせをし連携することが重要	荒井委員		
	都の地域戦略と区市町村の地域戦略の連携について確認したい	佐藤(留)委員		
市民団体	保全活動をしている多くは市民団体の草の根の活動であり、市民団体との連携や支援の視点が必要	· 佐膝(留)安貝		
都庁内各局	④「将来世代の育成」と⑥「気候変動への対応」は自然環境の部局を超えるため、関係局が連携した検討が必 要			
緑施策の新展開の実績検証				
	実際に施策をした結果、どういう結果だったのか成果と課題の整理が必要	佐藤(初)委員		
評価・検証	関係する施策の予算規模を整理していただきたい	(TM) 安县		
	「緑施策の新展開」で「東京のプレゼンスの回復・向上」が記載されているが、次回その結果を聞きたい。	一ノ瀬委員		

緑施策の新展開(生物多様性地域戦略)の目標と主な取組の成果について

ㅁᄺ /0010/도리조상스마\	事 ※ 畑 邢	主な取	組の推移(2012年度→2018	年度)
目標(2012年計画策定時)	事業概要	実績	2012年度	2018年度末
1) 【まもる】~緑の保全強化~		,		
	「特別緑地保全地区の指定促進」により民有地の緑を保全(NO.4)	特別緑地保全地区の指定面積 (累計)	約262ha	約320ha
	保全地域の指定により、建築物の新築・増改築 を制限し、貴重な自然地を保全(NO.5)	保全地域の指定面積(累計)	約755ha	約758ha
	鳥獣保護区の指定により、狩猟捕獲を禁止し、 野生鳥獣の保護・繁殖を推進(NO.8)	鳥獣保護区の指定面積(累計)	47, 216ha	48, 635ha
東京に残された貴重な緑である農地や森林など	農のある風景を将来に引き継ぐため、「農の風 景育成地区」を指定(NO.9)	指定箇所数(累計)	0箇所	3箇所
が保全されている。	「東京都シカ保護管理計画」に基づき、生息密度の把握等を実施(NO.16)	ニホンジカの推定頭数(中央 値)	888頭 (2011年度時点)	約3,000頭 (2017年度時点)
	公益的機能の高い森林を保安林として指定し、 適正管理により森林を保全(NO.17)	保安林の指定面積(累計)	18, 866ha	19, 278ha
	スギやヒノキ等を伐採し、花粉の少ないスギ等 を植栽することにより、花粉量の削減(NO. 20)	伐採契約面積(累計)	295ha	631. 5ha
	企業や団体の協賛により「花粉の少ない森づく り」を推進(NO.19)	協定締結数(累計)	17か所	31か所
生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講	生態系に与える影響が大きい外来種の駆除を進め、生態系を保全(NO.36)	アライグマ・ハクビシン捕獲 数(1998年度からの累計)	3, 515頭	9,159頭 (2017年度末まで)
じられ、希少種等の保全が進んでいる。	「里山へGO!」等を通じて、都民の緑地保全活動への参加を推進(NO.40)	緑地保全活動参加者数 (2015年度からの累計)	2015年度「里山へGO!」開始	17, 116人
水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。	生きものの生息環境として湧水地点の保全を実施(NO.27)	湧水地点数	616地点 (2013年度調査)	608地点 (2018年度調査)

	事業概要	主な取組の推移(2012年度→2018年度)		
目標(2012年計画策定時)		実績	2012年度	2018年度末
2) 【つくる】~緑のネットワーク化~				
	緑のネットワークの拠点となる都市公園や海上 公園等の整備を推進(NO.53/57)	公園面積(累計)	約7,608ha	約7, 909ha
2016年までの10年間で1,000 haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433 haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。	「緑確保の総合的な方針」に基づき、東京に残	確保面積 (2010年度からの累計)	_	約309ha確保
	※緑の東京10年プロジェクト(2007年から2016 年まで)において1,000haの緑を創出	創出面積(累計)	約498ha	約752ha創出 (2016年度末時点)
荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。	緑の拠点を街路樹でつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成・充実(NO.51) ※緑の東京10年プロジェクトの目標として「都内の街路樹を100万本に倍増」を設定	街路樹本数	48万本 (2005年度末時点)	100万本達成
3) 【利用する】~緑の持続可能な利用の促進	~			
	島しょ部で保護すべき貴重な自然がある地区において、利用のルールを守るとともに東京都認定ガイドが同行し、自然の保護と適正な利用を図るエコツーリズムを推進(NO.97)	エコツーリズム利用者数 (制度運用開始年度からの累 計)	201千人利用	389千人利用
都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多	都民が自然に親しみ、森林や林業に対する理解 を深めることができるよう、都民の森を活用 (NO. 98)	都民の森利用者数 (2004年度からの累計)	1,933千人利用	3,518千人利用
様性の重要性を理解し、行動している。 緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。	都立公園において、ボランティアによる維持管理作業や自然環境に関する普及啓発等を実施(NO.101)	ボランティア活動参加団体数	211団体が活動	192団体が活動
	公共事業や公共施設などへ、多摩産材を積極的 に活用し、利用拡大を推進(NO. 103)	多摩産材出荷量(単年度)	29, 706 m³	21, 350 m³
	都民や企業からの募金により緑化や保全活動を 進め、花と緑あふれる都市東京を実現(NO. 104)	募金額 (2007年度からの累計)	796, 601, 453円	984, 273, 254円

緑施策の新展開に係る現行施策一覧

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
①開発規	見制			
1	開発許可制度	環境局	・自然保護条例に基づく開発許可制度により、自然環境に及ぼす影響が大きい開発行為を対象として、一定量の緑地の確保など、自然環境の保全に配慮した開発となるよう規制を行う。【実P】	都内で自然地を含む1,000平方メートル(地域によっては3,000平方メートル)以上の土地において開発を行う場合、知事の許可又は協議が必要となる制度が開発許可制度である。これまで、下記の件数の協議があり、森林保護、希少種の保全など自然環境に配慮した開発計画へ誘導し、自然環境の保全を進めてきた。 H24:70件、H25:73件、H26:92件、H27:105件、H28:72件、H29:101件、H30:97件
2	林地開発許可	環境局	・地域森林計画の対象となっている民有林で改変する区域が1haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行う。	許可件数 H24:4件、H25:2件、H26:4件、H27:2件、H28:1件、H29:0 件、H30:1件 連絡調整件数 H24:2件、H25~H28:0件、H29:1件、H30:1件
②地域技	旨定による保全			
3	「緑確保の総合的な方針」 の策定・推進	都市整備局	・都と区市町村とが合同で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、既存の緑の保全及び新たな緑の創出を推進する。また、「緑確保の総合的な方針」に提示した施策の具体化を推進する。【緑P】【実P】 ・「丘陵地の緑の保全方針(仮称)」を策定し、都と市町が連携して、丘陵地の緑を保全する。【緑P】【実P】	当初計画による確保地:約252ha、追加計画による確保地:約57ha 計 約309ha(約77%)確保 「丘陵地の緑を保全する取組方針」を策定(平成26年7月)
4	特別緑地保全地区の指定促 進	都市整備局	・民有地の緑の保全に有効な「特別緑地保全地区」の指定促進を行う。そのために区市町村に対して、当該制度の周知や買取対策等を支援していく。【緑P】【実P】	新規指定: 18か所、29.26ha 区域及び面積変更: 3箇所、28.6ha 買取補助(H29年度終了):18件、1.91ha

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
5	保全地域の指定促進	環境局	・山林や丘陵地に残る樹林や谷戸など、都内に残された貴重な自然地を保全地域として指定し、保全計画を策定するとともに、指定地域内における建築物の新築・増改築等の行為を制限する。【緑P】【実P】・多様な生物の生息生育地として高いポテンシャルを持つ保全地域の生物相を把握した上で、生物多様性の保全の観点から管理手法を見直し、実効性の高い希少種・外来種対策を実施する。【緑P】【実P】	【新規・追加指定状況】 平成26年11月14日 連光寺・若葉台里山保全地域の指定(32,923㎡) 平成30年5月24日 東豊田緑地保全地域の拡張(2,732㎡) 【指定状況】 50地域 約758ha(平成30年度末現在) 【希少種対策】 20地域において希少種保護柵又は監視カメラの設置による希少種対策を実施延べ36地域において専門家が保全団体に技術的助言を行うアドバイザー派遣を実施
6	自然公園制度	環境局	・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする自然公園の保護と利用の両立をはかっていく。 ・自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創出を図り、情報を発信していく。	「東京の自然公園ビジョン」の策定(平成29年5月)と、目指す姿(下記)の実現のための施策の推進 I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園 II 人と自然との関係をとりもつ自然公園 III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園
7	小笠原世界自然遺産の保全	環境局	・地域連絡会議、科学委員会など関係機関が連携して、順応的な保全・管理を行い、独自の進化を遂げた島しょ生態系を有する小笠原世界自然遺産の価値を保全していく。【実P】	関係機関(国・小笠原村)とともに、世界自然遺産小笠原諸島管理計画及び生態 系保全アクションプランを改定(平成30年3月)
8	鳥獣保護制度	環境局	・狩猟による捕獲を禁止する鳥獣保護区の指定を通じて、野生鳥獣 の保護繁殖を図る。	平成29年度に八丈小島鳥獣保護区(1,419ha)、八丈小島鳥獣保護区特別保護地区(307ha)を新規指定【都指定鳥獣保護区 39箇所 48,635ha】
③農地傳	全			
9	「農の風景育成地区」の指 定推進	都市整備局	・農地や屋敷林等がまとまって残る地域を「農の風景育成地区」として指定し、都市計画制度などの活用により、「農のある風景」を保全、育成していく。【実P】	3か所指定 ・第一号 喜多見四・五丁目農の風景育成地区(世田谷区)(約49.6ha) 指定年月日:平成25年5月17日 ・第二号 高松一・二・三丁目農の風景育成地区(練馬区)(約35.1ha) 指定年月日:平成27年6月1日 ・第三号 荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区(杉並区)(約21.7ha) 指定年月日:平成29年3月31日

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
10	生産緑地地区指定の促進	都市整備局	・都市の農地保全に向けて、生産緑地地区の指定拡大のため、面積 要件の引き下げなどを国に提案要求するとともに、区市との連携に より生産緑地地区の指定を促進していく。【緑P】	・生産緑地法改正(平成29年5月) 区市町村条例により生産緑地地区指定面積要件の引下げ可(500㎡→300㎡) 条例制定34区市(令和元年11月時点)
11	緑を守る都市と農業の共生 プロジェクトの推進	産業労働局	・都民、農業者及び自治体が連携して行う、都民の暮らしとまちづくりに農業・農地を活かすための取組を、都が支援し、都市と農業・農地が共生するまちづくりを実現することで、貴重な都市農地の保全を図る。【緑P】【実P】	【都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業】(平成19~26年度)【終了】 ・都市農地の保全を図るためのモデルプランの作成支援 ・都において「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を策定(平成19年度) ・都のガイドラインに基づき、練馬区、国分寺市、日野市、西東京市、立川市、国立市の6区市においてモデルプランを策定(平成22年度まで) ・モデルプランを策定した6区市に対して、市民農園の整備や農業景観魅力マップの作成等プランの実現に向けた事業に対して補助(平成26年度まで) 【都市農地保全支援プロジェクト】(平成26年度~) ・区市が策定した事業計画に基づき、都市農地の保全・活用に資する施設整備などを支援 ・20区市に対して、防災兼用井戸の設置や防薬シャッター、市民農園といった施設整備に対して補助
④森林 (全			
12	花粉を削減し針広混交林化を促進する花粉対策事業 (枝打ち事業)	環境局	<花粉の削減と針広混交林化の促進> 森林再生事業の実施から数年後に枝打ちを行い、直接花粉を除去するとともに公益的機能を向上させる。【緑P】【実P】	【枝打ち実施面積】 H24からH27 624ha(花粉対策事業:H18~H27) H28からH30 508ha(水の浸透を高める枝打ち事業:H28~) 合計 1,132ha
13	森林の公益的機能を回復させる多摩の森林再生事業	環境局	・森林所有者との協定に基づく間伐の実施により、土砂流出防止など公益的機能を向上させる。【緑P】【実P】	【間伐実施面積】 H24からH30 4,089ha ※事業開始はH14年度
14	森林保全巡視	環境局	・保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違 反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うため に巡視活動を行う。	毎月ごとに報告書を提出(火災発見・予防、病虫獣害、標識損傷ほか)報告検数 H24:960件、H25:1,177件、H26:767件、H27:293件、H28:427件、H29:416件、H30:401件

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
15	森林病害虫等防除	環境局	防除法に基づき、防除事業に助成する。	【薬剤散布(松くい虫、エダシャク類等)】 H24:63ha、H25:49ha、H26:88ha、H27:121ha、H28:182ha、 H29:220ha、H30:76ha 【樹幹注入(松くい虫、カシノナガキクイムシ)】 H24:1,101㎡、H25:967㎡、H26:933㎡、H27:1,914㎡、H28: 1,823㎡、H29:1,802㎡、H30:1,823㎡
16	二ホンジカ保護管理	環境局	・農林業への被害、自然植生の消失や土砂流出をもたらす奥多摩の森林で急増したシカによる食害を防ぐため、平成23年度に鳥獣保護法に基づく「東京都シカ保護管理計画」を策定し、生息密度の把握や隣県との連携など取組を進めていく。	・平成29年度に「第5期東京都第二種シカ管理計画」を策定 ・捕獲頭数 3,161頭(H24からH30) ・推定生息数 約3,000頭(H29)生息域は東側に拡大 ・生息密度の把握等のためモニタリング調査を実施 ・山梨県・埼玉県と連携した共同捕獲を実施
17	保安林の適正管理	産業労働局	・水源のかん養や土砂の流出防止など、公益的機能の高い森林を保安林として指定するとともに、適正な管理を通じて、良好な森林を保全していく。 平成20年度末現在約18,729haを指定している(国有林を含む。)。【緑P】	・平成30年度末現在約19,278haを指定・都有保健保安林で、NPO等民間団体との協働による森づくりを実施
18	わたしの森づくり 事業	産業労働局	・八王子市裏高尾の木下沢(こげさわ)都有保健保安林で、NPO等民間団体との協働による森づくりを実施【緑P】	※NO17に統合
19	企業の森	産業労働局	・企業や団体、森林所有者、公益財団法人東京都農林水産振興財団の三者で森林整備に関する協定を締結し、企業や団体の協賛により「花粉の少ない森づくり」を進めていく。現在まで17企業等と締結(平成23年12月末時)【緑P】【実P】	平成24年度から平成30年度までに14箇所で企業と協定締結、現在までに31箇所で企業の森を実施

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
20	スギ花粉発生源対策	産業労働局	・スギ林を花粉の少ないスギや広葉樹へ樹種転換 ・スギ林の伐採と花粉の少ないスギ等の植栽と保育(主伐事業) ・スギ林の小面積の伐採と広葉樹の植栽(色彩豊かな森事業) ・多摩産材の需要拡大を図るほか、作業道や木材加工施設等の整備を通じて東京の林業を再生し、森林の伐採・育成が自立的に促進 【緑P】【実P】 ・「花粉の少ない森づくり運動推進委員会」を中心に、都民・企業・NPOなどの支援による森づくりを進める。【緑P】【実P】	 ・主伐事業: 平成24年度から平成30年度まで、伐採契約面積336.5ha ※平成30年度までの累計で631.5ha ・色彩豊かな森事業: 平成18年度から平成23年度まで、伐採面積149.6ha ※平成24年度以降は伐採後の保育のみ
21	森林の循環再生プロジェクト(多摩産材安定供給対 策)	産業労働局	・伐採、木材の利用、植樹、樹木の育成という森林循環を回復させるため、林道などの基盤整備や林業の集約化などを行うモデル事業を実施する。【緑P】【実P】	 生産基盤整備(林道開設)H24~H26 4,073m 集約化モデル地区整備 H24 作業道開設250m、間伐15ha、間伐搬出180m³ 集約化推進基盤整備 H24 境界明確化247ha
22	水道水源林の適正管理	水道局	・安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るため、良好な水道水源林の保護、育成を行う。 ・平成22年度末現在、水道水源林面積は21,631haである。【緑P】	【保全作業面積】 平成30年度 約645ha 平成29年度 約562ha 平成28年度 約686ha 平成27年度 約736ha 平成26年度 約573ha 平成25年度 約611ha 平成24年度 約808ha ・平成30年度末現在、水道水源林面積は23,989haである。
⑤水質の	D保全			
23	水質汚濁の防止対策	環境局	・水質汚濁防止法に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた東京都の削減目標量を達成するため総量削減計画を掲げ対策を講じる。 ・東京湾の水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、環境確保条例により、中央防波堤内側水域における小型船舶から排出されるし尿の適正処理について指導等を行う。	・第8次総量削減計画を平成29年に策定し、都内から排出される汚濁負荷量の目標値を定めるとともに、総量規制対象事業に対する立入検査等を実施している。 ・小型船舶の所有者等との間で東京湾小型船舶等環境保全協定を締結し、東京湾の環境保全に向けた事業者の取組を促進している。

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
24	公共用水域の水質監視	環境局	・水質測定計画(水質汚濁防止法第16条)を策定し、これに基づき、東京都、国土交通省、八王子市及び町田市は、都内の河川(105地点)、海域(51地点)、湖沼(2地点)及び地下水の水質汚濁状況の常時監視(同法第15条)を実施する。	都が水質測定計画を策定し、これに基づき、都、国土交通省、八王子市、町田市が東京都の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っている。
25	河川における汚泥しゅんせ つ	建設局	・水質を改善するため、川底に堆積している汚泥をしゅんせつにより除去する。【実P】	隅田川や新河岸川など流れの少ない河川で、水質の維持・改善や悪臭の防止を図るため、計画的に汚泥のしゅんせつを実施 H24:75千m3、H25:62千m3、H26:71千m3、H27:60千m3、 H28:99千m3、H29:68千m3、H30:93千m3
26	港湾区域における汚泥しゅ んせつ	港湾局		H24:約3万㎡、H25:約5万㎡、H26:約2万㎡、H27:約3万㎡、H28:約3万㎡、 H29:約3万㎡、H30:約3万㎡の汚泥をしゅんせつにより除去
⑥水辺斑	環境の回復			
27	湧水の保全	環境局	・湧水地点を土地の改変から守り、雨水浸透を着実に実施するなどして、生きものの生息環境としての湧水地点の積極的な保全策を実施する。	湧水マップを作成し区市町村等へ配布するとともにHPに掲載している。(平成 25年度及び30年度)
28	多摩川水量確保対策	環境局	・羽村堰における水道原水の取水による、非かんがい期(9月21日から5月19日まで)の、堰下の河川水量減少に対応し、多摩川の水量確保と水質改善を目的として、羽村堰から毎秒2立米を放流する。	非かんがい期において羽村堰から毎秒2立米を放流している。
29	東京都内湾水生生物調査等 の実施	環境局	・東京湾の水環境の改善や、中小河川等における自治体、都民、 NPO等との連携による水生生物の保全対策を促進するため、水生生物調査を行う。【実P】	東京湾の水質改善状況を示すデータとするため水生生物調査を実施している。
30	清流復活事業	環境局	・野火止用水、玉川上水、千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業を実施する。【実P】・区部においては、水源の枯渇した渋谷川・古川、目黒川、呑川について、水量の確保と水辺環境の回復を目的として、下水道局落合水再生センターの高度処理水を導水する事業を流域の関係区と協力して実施する。【実P】	野火止用水、玉川上水及び千川上水の清流復活事業を実施している。城南河川清流復活事業を実施している。

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
31	野川自然再生事業	建設局	・都立武蔵野公園内にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、湿地環境の再生・保全等を行っている。	これまでに策定した第一次及び第二次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼ、河床等の整備を進め、多様な自然環境の再生を図った。 H24:第二次実施計画策定、H25~H27:河床等の整備、H28~H30:整備後のモニタリング調査
⑦希少科	重対策			
32	東京都レッドリスト改定	環境局	・東京に生息・生息する野生生物について個々の種の絶滅の危険度 を評価するとともに、絶滅のおそれのある種を選定し、リスト化す ることにより、希少種保護を図る。	レッドリストは自然環境行政の基礎資料として作成し、広く公表することで、各種公共事業や民間開発事業の環境アセスメント、開発許可、希少種保全事業等において活用されている。平成30年度から本土部の改定作業に着手している。
33	小笠原世界自然遺産エリア における希少種の保全	環境局 建設局	・関係機関と連携してアカガシラカラスバトの域外保全やオガサワラシジミの域内保全と域外保全など希少種の保護増殖を進める。 【実P】	 都立動物園(3園)でのアカガシラカラスバトの域外保全48羽 (平成31年3月現在) 都立多摩動物公園でのオガサワラシジミの域外保全累代飼育を継続中 13世代 (平成31年3月現在)
34	都立動物園・水族園における野生動物の保全	建設局	・都立動物園・水族園において、野生動物の生息域外保全、生息域内保全、普及啓発を行う(アカガシラカラスバト、オガサワラシジミ、東京都産メダカなど)。	ズーストック計画の対象種として指定した全50種のうち、平成29年度までの27年間で38種の繁殖に成功した。
8外来和	重対策			
35	キョン防除事業	環境局	・大島で繁殖する特定外来生物のキョンの根絶に向けて捕獲を実施する。	【捕獲頭数】 平成28年度2,191頭、平成29年度3,541頭、平成30年度4,110頭
36	外来種•移入種対策	環境局	・既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、都、区市町村、NPO等が連携して取り組めるよう、外来種の生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組を検討していく。【実P】 ・新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広く意識喚起をしていく。	・平成25年度に東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村と連携して対策を実施 ・取組自治体 37区市町(令和元年12月現在) ・情報連絡会や技術講習会等の実施(年4回程度)

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
37	小笠原世界自然遺産エリア における外来種・移入種対 策	環境局	・小笠原諸島における世界自然遺産の価値を守るため、父島におけるノヤギの排除や、全入島者に対する靴底洗浄を実施するとともに、関係機関と連携し、エリア全域における新たな外来種・移入種の侵入防止対策を講じる。【実P】	・父島におけるノヤギ排除数 2,201頭(全体) うち東京都 1,614頭 (平成24~30年度計) ・兄島グリーンアノール防除柵(Cライン※)の設置 2.4km (都施工 平成28~29年度計) ※固有の生態系が残る兄島北西部及び弟島への侵入を防ぐ役割がある
<mark>⑨自然(</mark>	呆護活動			
38	都レンジャー制度	環境局	・東京の貴重で豊かな自然を守るため、不法行為の防止や利用マナーの向上に取組む東京都レンジャー(平成24年4月1日現在 多摩12名・小笠原7名)とその補佐をするサポートレンジャー(平成22年4月30日現在128人登録)により、盗掘や密猟など禁止されている行為について広く普及啓発するとともに、盗掘行為の監視などの取組を行っていく。【緑P】	 東京都レンジャー配置数 25人(多摩16人・小笠原9人)(平成31年3月現在) サポートレンジャー登録数 156人(平成31年4月現在)
39	緑のボランティアポータル サイトの構築	環境局	・都及び監理団体等の緑に関するボランティア情報を一元化して都 民に提供することにより、様々な都民の緑づくりに向けた活動意欲 に効果的に対応する。【緑P】	緑のボランティアポータルサイトを構築し、緑に関するボランティア情報の提供 に努めている。
40	緑のボランティア 登録制度	環境局	・緑に関するボランティア活動をしてみたい個人と、受け入れを希望する団体を登録し、マッチングを行う。 ・登録者に対して、都が主催して体験実習などを実施する(平成22年度末時点で787名、66団体が登録)。【緑P】	・平成27年7月28日より、森林・緑地保全活動情報センターを開設し、Webサイト「里山へGO!」等を通じて都民の緑地保全活動への参加を促す取り組みを開始・緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる取組に、平成30年度末までで延べ17,116名が参加している。
41	緑のボランティア 活動に関する 指導者等育成講座	環境局	・緑地保全や自然観察などの知識・技術を持ち、個人の方やボランティアグループなどの求めに応じて指導や助言を行える人材の育成を目的として、講習の実施、指導者認定を行う(平成22年度末時点で494名を認定)。【緑P】	平成30年度末 639名を認定
42	東京グリーンシップ・アク ション	環境局	・企業・NPO等と行政が連携して、保全地域で自然環境保全活動を実施する(平成22年度は32の企業等が59回の活動を実施)。 【緑P】	【参加企業数、参加回数】 H24:27企業 53回 H25:26企業 47回 H26:28企業 45回 H27:27企業 51回 H28:22企業 34回 H29:29企業 38回 H30:30企業 37回

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
43	東京グリーン・キャンパ ス・プログラム	環境局	・大学と行政が協定を結び、大学生に緑の保全に対する関心の喚起 や行動力の醸成を促す(平成22年度は、3校と協定を締結し活 動)。【緑P】	【参加大学数】 H24:4校 H25:4校 H26:4校 H27:4校 H28:4校 H29: 4校 H30:5校
44	保全地域 ボランティア	環境局	・保全地域において市民団体等が草刈り、間伐等の保全活動を実施する(平成22年度は、30地域で、24団体が活動)。【緑P】	37地域で30団体が活動(平成30年度末現在)
45	自然公園ボランティア	環境局	・国立・国定公園内における自然教室の企画運営、清掃・美化活動等を実施する(平成22年8月末時点、奥多摩、御岳、高尾の各地域で160人が登録)。【緑P】	・自然公園ボランティア登録数(奥多摩、御岳、高尾の各地域計) 115人(平成31年4月現在)
46	多摩の森・大自然塾	環境局	・多摩地域の森林で、森林ボランティア活動を推進するNPOと協働して、森林の整備を進めるとともに、ボランティア活動に積極的、継続的に参加する人材を育成する。【緑P】	【実施回数、参加人数】 H24:8回 125名 H25:8回 133名 H26:8回 155名 H27:8回 103名 H28:8回 132名 H29:8回 104名 ※30年度からは、奥多摩都民の森の体験プログラムとして実施
47	鳥獣保護員制度	環境局	・鳥獣保護業務の円滑な推進を図る鳥獣保護員を任命し、狩猟取締、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を行う(平成23年度現在62名)。	狩猟取締、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を、年間延 べ2,500日程度実施
48	都民との協働 (都立公園予定地)	建設局	・都立公園の公園予定地において、雑木林などの維持管理を実施 【緑P】	観音寺森緑地未開園地において、雑木林の維持管理を継続して実施している。
49	都立公園ボランティア (植生管理)	建設局	・丘陵地公園など都立公園において、雑木林の管理や希少種の保全 など自然環境の保全作業を行う。	H30年度末現在 13公園で18団体が活動中

	I まもる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
50	多摩川水源森林隊	水道局	・荒廃が進む多摩川上流域の民有人工林を緑豊かな森に再生するとともに、水道事業における森林保全の重要性について理解を得るため、ボランティア主体による植栽・下刈・間伐・枝打などの森林保全活動と住民参加による学習活動を実施。平成22年度実績では、森林保全活動を136回、学習活動を3回実施。平成22年度末時点で、登録者854名【緑P】【実P】	平成30年度 森林保全活動151回、学習活動5回、登録者1,261名 平成29年度 森林保全活動150回、学習活動9回、登録者1,283名 平成28年度 森林保全活動149回、学習活動7回、登録者1,232名 平成27年度 森林保全活動154回、学習活動7回、登録者1,251名 平成26年度 森林保全活動155回、学習活動7回、登録者1,160名 平成25年度 森林保全活動141回、学習活動5回、登録者1,048名 平成24年度 森林保全活動157回、学習活動5回、登録者 993名

※事業概要欄にある【実P】及び【緑P】の意味は次のとおり(【実P】2020年の東京への実行プログラム2012対象事業、【緑P】緑の東京10年プロジェクト施策化状況2012対象事業)

	I つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
①グリ-	-ンロード・ネットワー	クの充実		
51	緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」 の形成・充実	建設局	・都民が緑豊かな街路樹を実感できるよう、街路樹を集中的に整備するモデル地区を設定(区部5地区、多摩部9路線) 美しい街路樹を作るためのせん定の工夫や都民との協働による街路樹の管理・育成を実施【緑P】【実P】	・都民が緑豊かな街路樹を実感できるよう、計画に基づき、平成27年度末には都内の街路樹本数を100万本に倍増 ・美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して実施
52	緑のネットワークの拠点と なる都市公園の着実な整備	建設局	・良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園の整備及び身近な緑の拠点となる区市町村立公園の整備と支援強化の推進【緑P】 【実P】	東伏見公園の新規開園や六仙公園、祖師谷公園、水元公園等の追加開園等、都立公園面積が増加した。区市町村が実施する事業について補助や技術的支援を行い、区市町村立公園の整備を推進した。
53	多様な生物が生息する都立 公園の整備	建設局	・都立公園における生物多様性の保全について課題を整理し、取組 の方向性を検討する。【実P】	31公園中、16公園で計画策定、7公園で整備を実施。各公園の生物多様性の状況を把握し、近隣公園とのネットワークの位置づけや繋がりを加味し対象公園の役割を明確にし、重要要素が漏れない仕組みを構築
54	街路樹の充実と連携した緑 の拠点整備	建設局	・公園と道路が一体となった緑あ心れる魅力的な空間を創出【緑 P】【実P】	井の頭恩賜公園、芝公園、狭山・境緑道で実施した。
55	都民との協働による街路樹 の育成、管理	建設局	・植樹帯の維持管理作業への住民参加の機会を確保し、都民との協働による植樹帯の管理・育成を行う。【緑P】	街路樹や植樹帯のきめ細やかな維持管理に向け、切れ目のない維持管理作業を実施
56	魅力ある水辺空間の創出 (水辺空間の緑化の推進)	建設局	・整備済の河川や、堤防、護岸等の整備に合わせ、水辺を快適に散策できるよう、堤防、管理用通路などを緑化する。【緑P】【実P】	平成24年度~30年度末までに約18haの緑化を行った。

	Ι つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
57	海の森公園等の海上公園の整備	港湾局	・東京の成長過程で失われた、水と緑に囲まれた都市空間を再生するとともに、美しい都市景観を創出し、東京の価値を更に高めるため、海の森公園を中心とした海上公園の整備を4つの柱により進める。 ①海の森公園の整備推進 ②海の自然再生 ③臨海副都心のまちづくり ④新しいネットワーク形成【緑P】【実P】	①基盤造成を中心とした整備と、都民協働による植樹を進めてきた。造成工事は28年度で概ね終了し(H24~28は27ha造成、累計47ha)、植樹は27年秋で終了した(H24~27は22ha植樹、累計37ha)。28年度以降は森の育成を中心とする活動を行っている。 ②臨海地域の環境保全として、海上公園における水域改善整備や定期的なモニタリングを実施(2公園)。また、H30には葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録された。 ③開発が進み、ニーズが多様化する臨海副都心においては、東京2020大会競技会場となる公園も多く、会場や動線となる7公園について、施設計画と整合を図るとともに、再整備・改修を実施している。 ④海上公園の新規整備を進め、ユニバーサルデザインに配慮しつつ臨海部における水と緑のネットワークの拡充を図り、現在868haの海上公園を整備・開園している。
58	海の森苗木づくり ボランティア	港湾局	・海上公園の苗圃では参加した個人が、会社敷地や庭などでは企業 や市民団体、小学校が、海の森植樹用の苗木づくりを実施【緑P】 【実P】	最終年の27年秋植樹までに、個人では延べ229人、企業や市民団体では延べ66 団体、小学校では延べ28校が、海の森植樹用苗木づくりを実施した。28年度以 降は、個人ボランティアのみ継続しており、森の育成を中心とする活動を行って いる。
59	海の森剪定枝葉 堆肥化事業	港湾局	・都内の公園や街路樹のせん定枝葉から、海の森の土づくりに使用する堆肥をつくる事業を民間団体と協働で実施し、無償で堆肥を海の森へ供給【緑P】	海の森の整備の進捗に合わせ、堆肥の製造事業は28年度末で終了した。H24~28の間に、2万5千トンの剪定枝葉を受け入れ(累計5万トン)、6万7千㎡の堆肥を海の森へ供給した(累計12万6千㎡)。
60	海上公園 ボランティア	港湾局	・海上公園の維持管理、美化清掃、自然観察教室等を通した緑の環境保全啓発活動、海浜の清掃等を実施。平成22年度末現在、3団体、約140名が登録。【緑P】	大井ふ頭中央海浜公園では、「なぎさの森おーいにボランティア」、東京港野鳥公園では「NPO法人東京港グリーンボランティア」と「東京港野鳥公園ボランティアガイド」によるボランティア活動を継続している。30年度末現在、3団体、約110名が登録している。
61	臨海地域における街路樹の 充実	港湾局	・海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を臨港 道路等の街路樹で結ぶグリーンロード・ネットワークを東京港内で 形成していく。【緑P】【実P】	青海・台場・有明地区の臨港道路等において1,394本を植樹した。
62	緑の水辺空間ネットワークの創出	港湾局	・東京港の運河空間における緑化の推進【緑P】【実P】	東京港では、緩傾斜堤防の整備等により、緑化を図っている。

	I つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
63	環境軸の形成	都市整備局	・道路整備などにあわせたまちづくりにより、広がりと厚みのある緑の創出を図る。 ・緑と一体となった良好な街並みの形成を図る。 ・環境軸推進地区の4地区(府中所沢線、調布保谷線、新青梅街道、白子川)において環境軸推進計画書の作成を進める。【緑P】 【実P】	各区市町村を対象として、平成26年度に「環境軸」に関するアンケート調査を実施、平成27年度に「環境軸形成に向けた意見交換会」を実施。
②校庭誌	芝生化			
64	緑の学び舎づくり補助事業	教育庁	・緑化をはじめ、ヒートアイランド対策、子供の体力向上などを図るため、公立小中学校の校庭芝生化を推進する。整備費及び専門的な維持管理経費の補助と併せて、屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点、多様な生物の生息、立ち寄り場所としての緑を創出する。【緑P】【実P】	【校庭芝生化実施総校数】 平成24年度360校、平成25年度412校、平成26年度438校、平成27年度475 校、平成28年度495校、平成29年度507校、平成30年度521校
65	公立幼稚園への芝生化の展開	教育庁	芝生化モデル事業を実施 ・園庭芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証【緑P】【実P】	園庭芝生化実施総数 9園
66	校庭グリーンキーパー派 遣、芝生リーダー育成	教育庁	・芝生化の事前相談、芝生の生育相談等に対して、専門家を現場に派遣する。【緑P】【実P】 ・芝生リーダー養成のため、保護者、教育、地域住民など、日常的に携わる人を対象に講習を実施する。【緑P】【実P】	芝生化実施の翌年度より5年間、芝生の専門家を定期的に学校へ派遣し、技術的指導や芝の状態確認、助言等を実施 H24-H31:リーダー養成講座年2回実施
67	東京芝生応援団の活動の強化	教育庁	・企業・団体等からなる東京芝生応援団が校庭芝生化の広報、作業 ボランティアの派遣、維持管理に必要な物品の提供などを通じて、 学校や地域を支援する。【緑P】【実P】	東京芝生応援団による芝生化校へのボランティアや物品の支援
68	校庭芝生化に関する広報・ 普及啓発	教育庁	・芝生化推進ニュースレターの配布【緑P】【実P】 ・芝生の良さと維持管理作業を体験してもらうために、芝生化未実施校へ芝生を貸し出す芝生出前講座を実施する。【緑P】【実P】	H24-H29: ニュースレター年3回発行、H30-H31:年1回発行 出前芝生実施校:平成24年度30校、平成25年度33校、平成26年度29校、平成 27年度14校、平成28年度9校、平成29年度12校、平成30年度8校

	Ι つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
69	私立学校への芝生化の展開	環境局 生活文化局	芝生化モデル事業の実施 ・私立幼稚園及び私立学校芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証 【緑P】【実P】	芝生化整備及び維持管理経費を補助している。ヒートアイランド対策、緑化に伴う周辺の生きものを呼び込み、子供たちが自然とふれあう生物多様性の普及啓発の場としての活用など、校庭等の芝生化は都市の生物多様性の向上に寄与している。 【芝生整備実績】 私立学校 14校(H2O-H3O) 私立幼稚園 137園(H2O-H3O)
70	認可保育所への芝生化の展開	環境局 福祉保健局	芝生化モデル事業を実施 ・屋外遊戯場芝生化整備補助 ・専門的維持管理経費補助 ・モデル事業の実施状況を検証 【緑P】【実P】	芝生化整備及び維持管理経費を補助している。ヒートアイランド対策、緑化に伴う周辺の生きものを呼び込み、子供たちが自然とふれあう生物多様性の普及啓発の場としての活用など、園庭の芝生化は都市の生物多様性の向上に寄与している。 【芝生整備実績】 認可保育所 113所(H2O-H3O)
71	都立学校の環境改善(芝生 化)	教育庁	・都立学校の校庭を芝生化することにより、緑あふれる都市空間の 形成に寄与する。【緑P】【実P】	【新設校数】高等学校(中等教育学校含む)47校 特別支援学校16校 計63校 整備面積(増設含む) 110,574㎡
72	地域と連携した校庭の芝生 化の取組	教育庁	・公立小・中学校における校庭芝生を活用した、学校と地域が連携した取組に関するモデル事業の実施 【緑P】 【実P】	【地域連携事業実施校数】 平成24年度17校、平成25年度21校、平成26年度17校、平成27年度21校、平成28年度25校、平成29年度36校、平成30年度38校

	II つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
③緑化記	計画書制度による緑化			
73	緑化計画書制度	環境局	・自然保護条例に基づき、一定規模以上の敷地における建築物の新築・増改築等に対し、都が定める基準以上の緑化を計画する緑化計画書の提出を義務付け、緑化を誘導する。【実P】	【緑化計画書届出件数(件)】 • H24 1,183件 • H25 1,158件 • H26 1,093件 • H27 983件 • H28 1,111件 • H29 1,045件 • H30 936件
4都市開	開発諸制度等緑化を推進	する取組		
74	「緑確保の総合的な方針」 の策定・推進	都市整備局	・都と区市町村とが合同で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、既存の緑の保全及び新たな緑の創出を推進する。また、まちづくりと連動して重点的に緑の保全・創出を図る取組を開始する。 【緑P】【実P】 ・「界わい緑化推進プログラム」の実施自治体の拡大を図る。【実P】	・当初計画による確保地:約252ha、追加計画による確保地:約57ha 計 約309ha(約77%)確保 ・界わい緑化推進プログラム実施自治体 6区市
75	「公開空地等のみどりづく り指針」の制度拡充	都市整備局	・「公開空地等のみどりづくり指針」により、都市開発諸制度において創出される公開空地等において質の高いみどり空間を誘導する。【緑P】【実P】 ・都市のあらゆる空間に良好な緑を創出するため、適用範囲を、現行の都市開発諸制度以外の面的開発等に拡大する。【緑P】【実P】	平成30年4月に「公開空地等のみどりづくり指針」を改定し、目標の一つに「生物多様性の保全」を追加した。合わせて「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引」を改定し、生物多様性の保全に関する各種配慮事項と事例写真の追加を行った。
76	都市開発諸制度における緑化推進策	都市整備局	・都市開発諸制度の適用に当たり、緑化率と割増容積率の設定を連動させて緑の量的な確保を誘導する仕組みに加えて、緑の連続性の確保や屋上、壁面、ベランダなど建築物上への緑化、公開空地の芝生化など、質の高い緑化空間の創出を誘導する新たな仕組みを導入する。【緑P】【実P】	都市開発諸制度を活用した都市開発の実績:117件
77	民間による自主的緑化の促進	都市整備局	・緑あふれる東京を実現するためには、公共による緑化のみならず、都市開発の機会等を捉え、民間事業者の自主的な緑化を促す取組が必要である。そこで、民間事業者による自主的緑化の働きかけや協力体制の整備を進める。【緑P】【実P】	民間事業者による自主的緑化の実績(平成24~28年度):約13.2ha

	Ι つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
78	市街地整備に併せた緑化の推進	都市整備局	・区画整理事業や再開発事業などの市街地整備により、緑地の保全、創出を促進する。	・市街地整備により、緑地の保全、創出を促進してきた。 ・都施行区画整理事業は9地区で事業を推進し、5地区が換地処分を終え、事業が 完了した。 ・都施行再開発事業は4地区で事業を推進し、3地区の事業が完了した。
79	臨海副都心における開発誘 導による緑化の推進	港湾局	・緑化率を40%に引き上げた「臨海副都心まちづくりガイドライン」に則り、更なる緑化を促進し、環境負荷の低減を図る。【緑P】	左記のガイドラインに則り、新築時において、緑化面積は対象とする敷地面積の 40%以上とするよう、適切に誘導している。
80	緑化表彰制度	環境局	・緑あふれる東京のまちづくりを目指し、都市空間における質の高い緑化を推進するため、民間事業者による優れた緑化の取組を表彰する。	東京の在来種を積極的に植栽している緑地を「江戸のみどり登録緑地」として登録・公表し、事業者の取組意欲を引き出すことで、生態系に配慮した都市緑化やエコロジカルネットワークの形成を推進している。平成30年度末で9件の緑地が登録されている。
⑤都有於	設の緑化			
81	未利用都有地の緑化	財務局	・緑化することを条件として未利用都有地を貸し付けることにより、都の事業費を使うことなく民間事業者の資金で、駐車場や自動販売機など貸付敷地内の一定面積の緑地を創出する。 【緑P】 【実P】	9件の財務局所管都有地を緑化条件付で貸し付けた。
82	都税事務所等の緑化	主税局	・都税事務所の屋上や壁面、駐車場、空スペースを活用し、庁舎の 緑化を図る。【緑P】【実P】	世田谷都税事務所外3所に緑化施設を設けた。
83	都営住宅の建替に併せた緑 地の整備・景観施策等と連 携した質の高い緑の創出	住宅政策本部	・既存都営住宅の建替えに伴い、従来以上の緑を創出するとともに、周辺とのみどりのネットワークを形成する。【緑P】・都営住宅建替えに伴い支障となる樹木のうち、形姿良好で健康な樹木については、積極的に仮植地を利用して移植を行い、風格ある緑の保全及び活用を図る。【緑P】【実P】	・都営住宅の建替えにあたっては、地区計画など地元自治体のまちづくりの方針と整合を図りながら道路沿いに連続した環境緑地を設けるほか、広場や公園の再配置により周辺の緑とのつながりを強化するなど、緑の創出やみどりのネットワークの形成・強化に着実に取り組んできた。 ・既存樹木の保存とあわせて、都営住宅の建替えに伴い支障となる樹木のうち、形姿良好で健康な樹木については積極的に移植するなど、風格ある緑の保全及び活用に取り組んできた。

	Ι つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
84	中防合同庁舎等の緑化	環境局	・中防合同庁舎等の施設の壁面・屋上等を緑化整備する。【緑P】	中防合同庁舎敷地内駐車場を緑化整備した。(平成24年度)
85	健康安全研究センター の緑化	福祉保健局	・健康安全研究センターの建替に際し、敷地内緑化等による緑の増加を推進する。【緑P】	・平成24年度「本館」竣工時に、20㎡の屋上緑化・平成28年度外構工事完了、2,734本の樹木新設
86	子供家庭総合センターの緑化	福祉保健局	・福祉保健・教育・警察が連携して子供と家庭を総合的に支援する 「子供家庭総合センター」の新設に当たり、積極的に施設の緑化を 推進する。【緑P】	平成24年度に竣工した東京都子供家庭総合センターにおいて、地上部及び建築物上において、902.1㎡の緑化を行った。
87	保健所の屋上等緑化事業	福祉保健局	・保健所庁舎建替えの際に屋上緑化等を推進していく。当面は、平成26年度完成予定の多摩府中保健所の建替えにおいて、緑化に取り組んでいく。【緑P】	・多摩府中保健所:保健所庁舎建替えに伴い、屋上緑化(224㎡)等を実施(平成26年10月竣工) ・西多摩保健所:保健所庁舎建替えに伴い、屋上緑化(216.5㎡)等を実施(平成31年3月竣工)
88	東京都監察医務院における 省エネ・省コストの推進と 環境に配慮した施設整備	福祉保健局	・監察医務院の建替えに際し、屋上緑化や敷地内緑化による緑の増加を推進する。【緑P】【実P】	監察医務院の建替えの際、屋上緑化と外構の緑化整備を実施した。
89	都立病院施設等の緑化	病院経営本部	・都立病院における屋上緑化やすき間空間へのプランター設置等により、緑化の推進に寄与する。【緑P】【実P】	都立8病院 合計緑化面積7,266,97㎡(平成30年度末時点) (緑化プランター(56,33㎡)+屋上緑化(7,210,64㎡))
90	市場施設・敷地の緑化	中央卸売市場	・市場施設の屋上緑化等を推進する。 【緑P】 【実P】	豊洲市場・淀橋市場で屋上緑化や壁面緑化の取り組みを行った。
91	消防庁舎・消防訓練所にお ける緑の創出	東京消防庁	・消防庁舎・消防訓練場の敷地内に植栽を多用しヒートアイランド対策を実施する。 ・消防隊のほか、地域住民も活用できる防災拠点としての機能を持たせる。【緑P】【実P】	33件の消防署や出張所の改築を行う中で、庁舎の屋上緑化等を推進し、ヒートアイランド対策を実施した。

	II つくる			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
92	荒川線沿線の緑化	交通局	・地元自治体等と連携し沿線の緑化を推進する。 ・沿線緑化をPRし、路面電車のイメージアップを図る。【緑P】	・沿線の地元自治体(豊島区、北区、荒川区)と連携して沿線整備を行うとともに美しい景観となるよう季節の草花を配置するなど、沿線の緑化に取り組んだ。 ・緑化に関するポスターと動画を作成し、駅や列車内等に掲示することでイメージアップを図った。
93	水道局施設の屋上等緑化	水道局	・浄水場等の水道局施設を対象に屋上等緑化を推進する。【緑P】 【実P】	平成24年度:拝島ポンプ所(530m²)、拝島ポンプ所送水調整池(372m²)、 滝山浄水所(80m²)、文京営業所(241m²)、多摩平浄水所・配水池1、2号 (492m²) 平成25年度:金町浄水管理事務所(金町浄水場)(1,035m²) 平成26年度:朝霞浄水管理事務所(1,985m²)、梅郷配水所(200m²) 平成27年度:羽村取水所(121m²)、墨田営業所(141m²) 平成28年度:府中サービスステーション(65m²) 平成29年度:なし 平成30年度:江北給水所(467m²)
94	水再生センター等施設内緑 化の拡大	下水道局	・水再生センター施設の屋上や壁面、地上などにおいて、緑化を行う。【緑P】【実P】	水再生センター及びポンプ所において、緑化を推進 ・上部利用公園 下水道施設の上部空間を公園等に活用することで緑化に貢献 ・敷地内の緑化 下水道施設の地上部に加え、施設の屋上や壁面の緑化を推進
95	都立学校の環境改善(緑 化)	教育庁	・校舎の屋上や壁面等といった空きスペースを活用し、23区内に所在する全ての都立学校において緑化を行い、緑あふれる都市空間の形成に寄与する。【緑P】【実P】	【新設校数】高等学校(中等教育学校含む)59校 特別支援学校16校 計75校整備面積(増設含む) 20,049㎡
96	警察署庁舎の緑地スペース の確保	警視庁	・警察署庁舎の新改築に合わせて新庁舎の地上部や屋上などに緑地スペースを確保する。【緑P】【実P】	警察庁舎等の新築、改築により、30施設において緑地スペースを確保した。

[※]事業概要欄にある【実P】及び【緑P】の意味は次のとおり(【実P】2020年の東京への実行プログラム2012対象事業、【緑P】緑の東京10年プロジェクト施策化状況2012対象事業)

	Ⅲ 利用する			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
①東京都	が版エコツーリズム			
97	東京都版エコツーリズムの推進	環境局 産業労働局	・【環境局】島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区において、自然の保護と適正な利用を図るため、東京都認定ガイドの同行、利用する区域や経路、利用時期や時間等の適正な利用ルールを定めて行うエコツーリズムを推進する。 ・【産業労働局】上記地区において、戦略的な情報発信や観光施設の整備により、自然を将来にわたって持続的に維持するとともに、観光資源として積極的に活用し、地域経済の発展と自然環境保護の調和を図る。	【環境局】 ・利用者数 小笠原(H15~) 128,351人 御蔵島(H16~) 260,456人 ・三宅島へのエコツーリズム導入検討(H30年度~) 【産業労働局】 小笠原諸島に関し、ニーズ調査など旅行者の満足度向上に資する各種調査を実施。また、小笠原村、御蔵島村が実施する観光施設整備に対して支援を実施。
②自然 2	公園の利用			
6	自然公園制度	環境局	・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする自然公園の保護と利用の両立をはかっていく。 ・自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創出を図り、情報を発信していく。(再掲)	「東京の自然公園ビジョン」の策定(H29.5月)と、目指す姿(下記)の実現のための施策の推進 I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園 II 人と自然との関係をとりもつ自然公園 III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園
98	都民の森	環境局	・都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成・活用や都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の管理運営を行う。	利用者数 【檜原都民の森】 H24:222,937人 H25:202,518人 H26:224,881人 H27: 233,245人 H28:219,533人 H29:207,394人 H30:229,587人 【奥多摩都民の森】 H24:8,601人 H25:5,861人 H26:6,130人 H27:6,134人 H28:5,846人 H29:5,472人 H30:7,099人

Ⅲ 利用する				
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
③都市公	公園等の利用			
99	はらっぱ東京プロジェクト	建設局	・生物多様性に関する普及啓発等を都立公園において進めていく。 【緑P】	H26年より生物多様性事業に着手し、H30年度末現在、7公園にて環境整備と整備後のモニタリングを実施
100	都立植物園・動物園等にお ける普及啓発	建設局	・都立植物園・動物園等において、個人、団体を対象に、野生動植物や自然環境に関する理解を深めるための幅広い教育普及活動を展開する。(企画展・体験学習・フィールドプログラム・講演会・シンポジウムなど)	・神代植物公園近隣の小学校と連携し季節に合わせた環境学習プログラムを開発し実施した。 ・植物公園では、週末誰でもが参加できる植物ガイドツアーを実施し普及啓発を図った。 ・都立動物園・水族園では、企画展、体験学習、フィールドプログラム、講演会、シンポジウム等、さまざまな教育普及活動を実施した。
101	都立公園 ボランティア	建設局	・都立公園において、花壇作り、草刈り、清掃活動、樹林地管理などの維持管理作業や、自然観察会や自然解説などの自然環境に関する普及啓発等を実施【緑P】	・H30年度末現在、53の都立公園において、192団体が花壇作り、草刈り、清掃活動、樹林地管理などの維持管理作業や、自然観察会や自然解説などの普及啓発活動を展開している。 ・産業労働局の夏に強い花苗供給事業により、約16,500Pの花苗の供給を受け、武蔵野公園ほか15公園においてボランティア団体等の手により花壇を整備。
④緑のは	④緑の地産地消			
21	森林の循環再生プロジェクト(多摩産材安定供給対策)	産業労働局	・伐採、木材の利用、植樹、樹木の育成という森林循環を回復させるため、林道などの基盤整備や林業の集約化などを行うモデル事業を実施する。【緑P】【実P】(再掲)	 ・生産基盤整備(林道開設)H24~H26 4,073m ・集約化モデル地区整備 H24 作業道開設250m、間伐15ha、間伐搬出180m³ ・集約化推進基盤整備 H24 境界明確化247ha
102	"東京の緑"地産地消プロ ジェクトの推進	産業労働局	・緑の生産供給体制の強化により、公共事業等の緑化を推進するとともに、緑化樹を生産することで農地の保全を図る。 ・新たな街路樹の提案により、あらゆる空間の緑化を推進し、緑豊かな都市の形成を図る。【緑P】【実P】	 ・市街化区域内の農地で緑化用苗木を生産 苗木の購入本数(H24~H29までの累計)約141万本 ・公共事業や公共施設などの緑化 苗木の供給本数(H24~H29までの累計)約144万本
103	多摩産材の利用拡大	産業労働局	・区市町村や社会福祉法人等が整備する公共施設に対する多摩産材の利用促進とともに、民間の利用を喚起・促進する。また同時に、 多摩産材の品質向上と安定生産を図るための供給体制を整備することで多摩産材の信頼を高めつつ利用拡大を進める。【緑P】【実P】	【多摩産材の出荷量(立方メートル)】 H24 29,706 H25 24,892 H26 23,005 H27 19,224 H28 18,943 H29 26,119 H30 21,350

Ⅲ 利用する				
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
⑤緑の Z	ューブメント			
104	緑の東京募金	環境局	・都民や企業の関心を街路樹など貴重な緑の存在に向けるとともに、その緑を植え、育て、守る取組への参加を促す、行政との新しい協働の仕組みとして緑の東京募金を行い、緑のムーブメントを展開していく。 ・募金の広報、緑の東京募金実行委員会の運営、緑の東京募金基金への積立などを行い、緑化事業を促進していく。【緑P】【実P】	募金額:984,273,254円(平成19年10月~平成30年度末) 平成28年7月からは、花と緑あふれる都市東京を実現するため、「緑の東京募金」をリニューアルした「花と緑の東京募金」を展開。 募金額:33,715,741円(平成30年度末)
105	緑の東京募金を活用した 「マイ・ツリー〜わたしの 木〜」事業の展開	建設局	・街路樹に募金者の名前とメッセージの入ったプレートを設置するマイ・ツリー事業を継続し、都民と共に街路樹を整備する。【緑P】【実P】	事業完了の平成27年度末までで、約5,500本分の街路樹を基金より整備
106	都民との協働 (花守さん等)	建設局	・川辺のテラスでの花壇作り、維持管理活動等を実施。 平成23年12月現在、花守さん23団体ほかが活動。 【緑P】	・隅田川テラスでの花壇作りの活動に合わせ「花守さん支援講座」を実施(例年30回程度) ・花守さんの団体数は20団体程度で推移し、例年、500名程度の花守さんが活動に参加 ・これまでの水辺環境保全活動により、水辺空間の魅力が向上
107	東京ふれあい ロード・プログラム	建設局	・道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を、地域の住民や企業などの団体等と東京都が協力し合って実施。平成23年12月末現在、124団体、約1万8千人が登録。【緑P】	道路美化活動を、団体と協力して継続した。令和元年度11月末現在、登録数は 160団体まで増加した。また、年1回、道路美化に貢献した活動団体を表彰して いる。
108	全国都市緑化フェアの開催	建設局	・平成24年に都内で全国都市緑化フェアを開催し、緑施策先進都市としてのこれまでの取組を発信すると共に、更に力強い「緑のムーブメント」を展開する契機とする。【緑P】【実P】	第29回全国都市緑化フェアTOKYO都内の上野恩賜公園会場ほか5箇所のメイン会場を中心に、成24年9月29日(土)から平成24年10月28日(日)までの30日間にわたり開催。また、八王子市制100周年記念事業、第34回全国都市緑化はちおうじフェアが富士森公園をメイン会場とし平成29年9月16日(土)~同年10月15日(日)(30日間)開催
109	障害者による地域緑化推進 事業	福祉保健局	・障害者が緑の創出に関する事業に従事することを通じてCO ₂ 削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図る。【緑P】 【実P】	平成24年度~平成26年度 8区市町村で実施 平成27年度~平成29年度 7区市町村で実施 平成30年度 8区市町村で実施

	Ⅲ 利用する	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
No.	事業名			
110	緑のムーブメントに関わる 普及啓発事業	環境局	・緑に関する各種イベントを開催するとともに、緑のムーブメントをより一層効果的に展開していく。【緑P】【実P】	各局・関連団体が実施する文化・スポーツイベント等とタイアップし、普及啓発を実施した。(平成28年度末をもって事業終了)

[※]事業概要欄にある【実P】及び【緑P】の意味は次のとおり(【実P】2020年の東京への実行プログラム2012対象事業、【緑P】緑の東京10年プロジェクト施策化状況2012対象事業)

	Ⅳ 共通事項			
No.	事業名	所管局	事業概要	実績(平成24年度から30年度末まで)
111	地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度	環境局	・都内区市町村への波及効果が高く、地域で実施すべき緑化関連施策について、地域ニーズや自然資源等のポテンシャルを有する区市町村を支援することで、地域と連携した緑の創出・保全を加速させる。【緑P】【実P】	市区町村が行う緑化関連施策へ補助を実施し、地域と連携した緑の創出・保全を推進した。 【実績】 ・生物多様性保全のための計画策定事業 10件 ・樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 10件 ・江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業) 3件 ・花と樹木による緑化推進事業 2件 ※いずれも複数年継続事業は重複せず、1件として計上
112	緑の指標調査	環境局	・デジタル航空写真の判読によって緑の量を測る指標である「みどり率」を、5年ごとに把握する。【緑P】	東京のみどりの現状及び推移を把握し、今後の施策の参考とするため、5年ごとに東京都本土部を対象に「みどり率」の調査を実施している。 平成30年度は都全域52.5%(区部24.2%、多摩部67.8%)となっている。
113	ECO-TOPプログラム	環境局	・自然科学・社会科学・人文科学にまたがった、自然環境に関する幅広い科目と、現場実践につながる演習・実習型科目から構成されるカリキュラムの履修と合わせて、行政・企業・NPOの全てにおいて実施するインターンシップに参加した学生を都が認定することにより、自然環境保全活動を実践できる人材を育成する。	・制度開始(平成19年)から平成30年度末までに修了者275名を登録 ・平成30年度末現在、7大学をECO-TOP認定大学として認定

※事業概要欄にある【実P】及び【緑P】の意味は次のとおり(【実P】2020年の東京への実行プログラム2012対象事業、【緑P】緑の東京10年プロジェクト施策化状況2012対象事業)

資料2-3

「緑施策の新展開~生物多様性の保全に向けた基本戦略~」(2012年5月策定)

- 1「まもる」(量と質の確保):山林・農地の保全、担い手育成、鳥獣対策等
- 2「つくる」(新たな緑の創出):緑化計画書等による都市緑化・校庭芝生化の推進、公園・街路樹の整備
- 3「利用する」(利用を通じた普及啓発):自然公園・都立公園の利用、エコツーリズム等

【事務局総括】

- ◆「緑施策の新展開」の方針
 - ・「生物多様性の視点から緑施策を推進する」ことを主眼に、緑施策の推進に関する行政施策を上記の3つに分類し整理
- ◆取組の成果
 - ・緑の保全や創出による生きものの生存基盤の確保や都市環境の改善に向けた施策、自然環境保全に取り組む都民企業の 拡大などを実施
- ◆生物多様性の現状及び引き続き存在する課題
- (1) 東京の生物多様性の状況
 - ・宅地造成等の民間開発に伴い<u>緑の量は引き続き減少</u>
 - ・高齢化の進行や生活様式の変化により、自然環境の維持管理の担い手が不足
 - ・緑の減少、緑地の管理不足による生息環境の悪化、外来種の増加などにより、希少な生きものが減少
- (2) 世界の生物多様性を取り巻く課題
 - ・人口増加や生活水準の向上に伴う資源利用の増加により、自然環境の悪化が進行
- ・気候変動による生物多様性の損失

戦略改定に求められる新たな視点

- <緑施策中心の整理からの転換>
- ・緑施策の推進だけでなく、<u>生物多様性の視点</u>から様々な施策を整理検討
- **くあらゆる主体との連携を強化>**
- ・生物多様性と社会経済活動のつながりを見える化し、オール東京で生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進
- <大消費地としての責任>
- ・国や国際的な動向を踏まえ、首都東京が果たすべき役割を整理

「東京都生物多様性地域戦略」の将来像に関する検討のポイント

1 作成目的

- <u>東京の自然や人と自然との関係のあるべき姿(将来イメージ)</u>について、都民から幅広く意見をもらい整理する。
- 東京の生物多様性に関する将来イメージを示し、都民・企業に幅広く読んでもらうことで、<u>東</u>京の自然に関する理解を促進し、関心を高める機会とする。

2 対象者と記載イメージの方向性

● 都民全般

<u>中学生が理解できる分かりやすい内容</u>にすることで、幅広い世代の都民に東京の自然を理解してもらい、生物多様性推進への共感と協力(主流化)につなげていく。

- →将来を担う東京の若者に、東京の自然の魅力や役割について理解促進
- →都民だけでなく、都外や海外への発信も想定

● 都内で活動する企業・NPO 等

東京の自然や人と自然との関係のあるべき姿を示し、SDGs への貢献についても整理することで、企業・NPO 等による生物多様性の保全と利用の取組を促す。

- →あるべき姿を共有することで、企業・NPO 等の各主体の連携を促進
- →SDGs 教育が始まる若者に、東京の自然に関する社会的課題について提示

3 生物多様性とSDGs

- (1)東京の自然の特徴(下記図の第1層)
 - ①東京における骨格となる自然/②自然の機能・役割/③東京の自然のあるべき姿
- (2)持続可能な人と自然との関わり(下記図の第2層及び第3層)
 - ①東京の自然と都民生活/②世界の自然に支えられている東京の経済と生活



